

役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 富士白苑（以下「法人」という）の役員報酬等について定めるものである。

(役員定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事、監事、評議員をいう。

(理事長、専務理事及び常務理事の報酬)

第3条 理事長、専務理事及び常務理事の報酬は理事会により決定する。

(理事及び監事の報酬)

第4条 理事、監事の報酬については、理事会にて承認を得た上で、業務に応じた報酬を支払う。

2. 理事会に出席した時及び理事、監事としての業務を行った場合の報酬及び交通費は支給する。

(評議員について)

第5条 評議員については、報酬は支給しない。ただし評議員が評議員会に出席した時は交通費を支給する。

(出張旅費)

第6条 役員が法人業務のため出張する場合は、法人就業規則の旅費規程を準用する。

(特別功労金について)

第7条 役員が法人に対し、多大なる功績があった場合は、特別功労金を支給する。尚、その金額は、理事会で決定する。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日より適用する

平成19年 4月 1日 改訂

平成21年 4月 1日 改訂

平成25年12月 7日 改訂

平成27年 6月 1日 改訂

平成29年 3月31日 改定